（参考様式）

暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

　　年　　月　　日

（宛先）

　水俣市長

　 　 法人の所在地

　 法人の名称

代表者の

職名及び氏名

　　　　　　　　　 事業所の名称

　　　　　　　　　　 サービスの種類

　私は、介護保険法に基づく指定（許可）等にあたり、下記の項目の要件に該当しないことを誓約するとともに、下記に該当するか否かに関し、水俣市が熊本県警察本部に必要な照会をすることについて承諾します。

　なお、申請後において、該当していることが判明したとき及び該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、指定（許可）等を取り消されることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

記

１　自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2)　暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふりがな）  氏　　　名  （就任年月日） | 生年月日 |  |
| 役職名・呼称 | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
| （　　　　　　） |  | 〒（　　　　　　） |
|  |  |
| （　　　　　　） | TEL　　　　　　　　 　　FAX |

備考

１　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 法人の種類 | 記載が必要な役員等 |
| 新規申請、更新申請 | 社会福祉法人以外の法人 | 役員、管理者 |
|  | 社会福祉法人 | 役員、管理者、評議員 |
| 管理者の変更 | 全ての法人 | 管理者 |
| 役員の変更 | 全ての法人 | 役員 |

２　記入欄が不足する場合は、適宜、欄を設けて記載してください。

３　就任年月日は、就任した当初の年月日を記載してください。

４　過去に暴力団等の排除に関する誓約書（以下、「誓約書」という。）を市へ提出済みの法人においては、誓約済みの役員等が、今回の申請時においても上記誓約内容に相違ないことを代表者が確認した場合には、当該誓約書のコピーを提出することで足りることとします（記載済みの役員が解任された場合は、斜線等で削除してください。）。なお、追加された役員等においては、新たに誓約書を提出してください。